

NARA CREDIT GUARANTEE REPORT 2015

奈良県信用保証協会レポート

ごあいさつ



奈良県信用保証協会
会長 上 森 健 廣

平素は、奈良県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会における平成26年度の事業活動および今年度の経営計画等についてご報告するディスクロージャー誌「奈良県信用保証協会レポート2015」を作成いたしました。ぜひご一読いただき、信用保証制度や当協会の取り組みについてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

県内の経済情勢につきましては、生産活動で持ち直しの動きに足踏みがみられるものの個人消費は底堅く、雇用は緩やかに改善しつつあるなど総じて緩やかに持ち直しつつあります。

今後については、政府の経済対策の効果により、県内経済は回復するものと期待されますが、県内中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、円安に伴う原材料価格の高騰や不安定な海外情勢などから依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

このような経済状況を踏まえ、当協会では、国や地方公共団体の施策に基づく各種政策保証の推進による金融支援や金融機関および関係機関と連携し、経営支援・再生支援・創業支援に積極的に取り組み、中小企業・小規模事業者の皆様の「よき相談相手・よきパートナー」となることを目指してまいります。

今後も関係機関の皆様のご協力のもと、「企業とともに未来を拓く」をキャッチフレーズに役職員一丸となって地域経済の発展に取り組んでまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年9月

NARA CREDIT GUARANTEE REPORT 2015

Contents

■ 奈良県信用保証協会の概要	2
■ コンプライアンス態勢	4
■ 個人情報保護	6
■ 信用補完制度のしくみ	8
■ 中期事業計画	10
■ 年度経営計画	12
■ 当協会の主な取組み	16
■ 信用保証の動向	24
■ 平成26年度決算	28
■ 信用保証業務の概要	32
■ 役員名簿	38
■ 組織機構図	39
■ 担当地域と事務所のご案内	40

プロフィール

平成27年3月31日現在

法人格	信用保証協会法に基づく特殊法人
基本財産	184億円
保証債残高	26,100件 2,424億円
保証利用企業者数	13,162企業
常勤役員	5名
職員	77名
事務所	本店 奈良市法蓮町163番地の2 高田支店 大和高田市幸町2番33号（奈良県産業会館内）

あゆみ

昭和24年12月3日	「財団法人奈良県信用保証協会」設立認可 事務所 奈良市橋本町16番地（南都銀行内）
昭和27年7月5日	事務所移転 奈良市東向中町8番地（県森林組合連合会内）
昭和28年11月1日	事務所移転 奈良市東向中町6番地（大和経済倶楽部内）
昭和29年7月15日	信用保証協会法に基づく法人組織変更認可 名称「奈良県信用保証協会」
昭和47年11月25日	新事務所落成 新事務所：奈良市法蓮町163番地の2
12月4日	新事務所業務開始
平成6年7月1日	高田支店開設 事務所：大和高田市幸町2番地33号(奈良県産業会館内)



本店



高田支店（奈良県産業会館内）

基本理念

事業の維持、創造・発展に努める中小企業者に対して公的機関として、その将来と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

基本方針

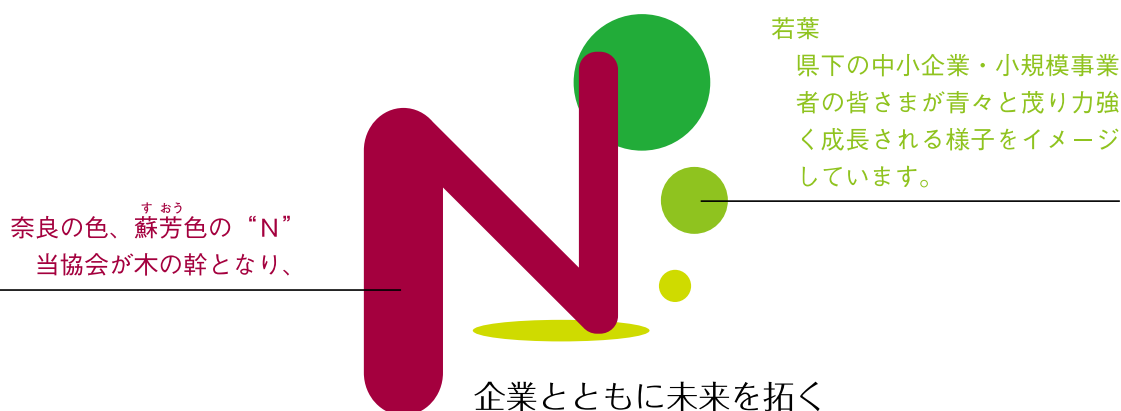
経営の発展に努める中小企業者の現状を把握し、そのニーズに的確・迅速に対応するとともに、当協会の経営基盤の充実を図り、革新性や創造性を発揮できる人材の育成に努め、信用補完機関としての機能を十分に果たします。

- ① 適正保証の推進
- ② 期中管理への柔軟な対応
- ③ 実状に則した求償権回収
- ④ 業務改善と効率化の推進

シンボルマーク

平成26年12月3日、当協会は創立65周年を迎えました。

記念事業の一環として当協会職員がシンボルマーク・キャッチフレーズを考案しました。



保証協会は、中小企業・小規模事業者の皆さまの明るい未来をささえます。

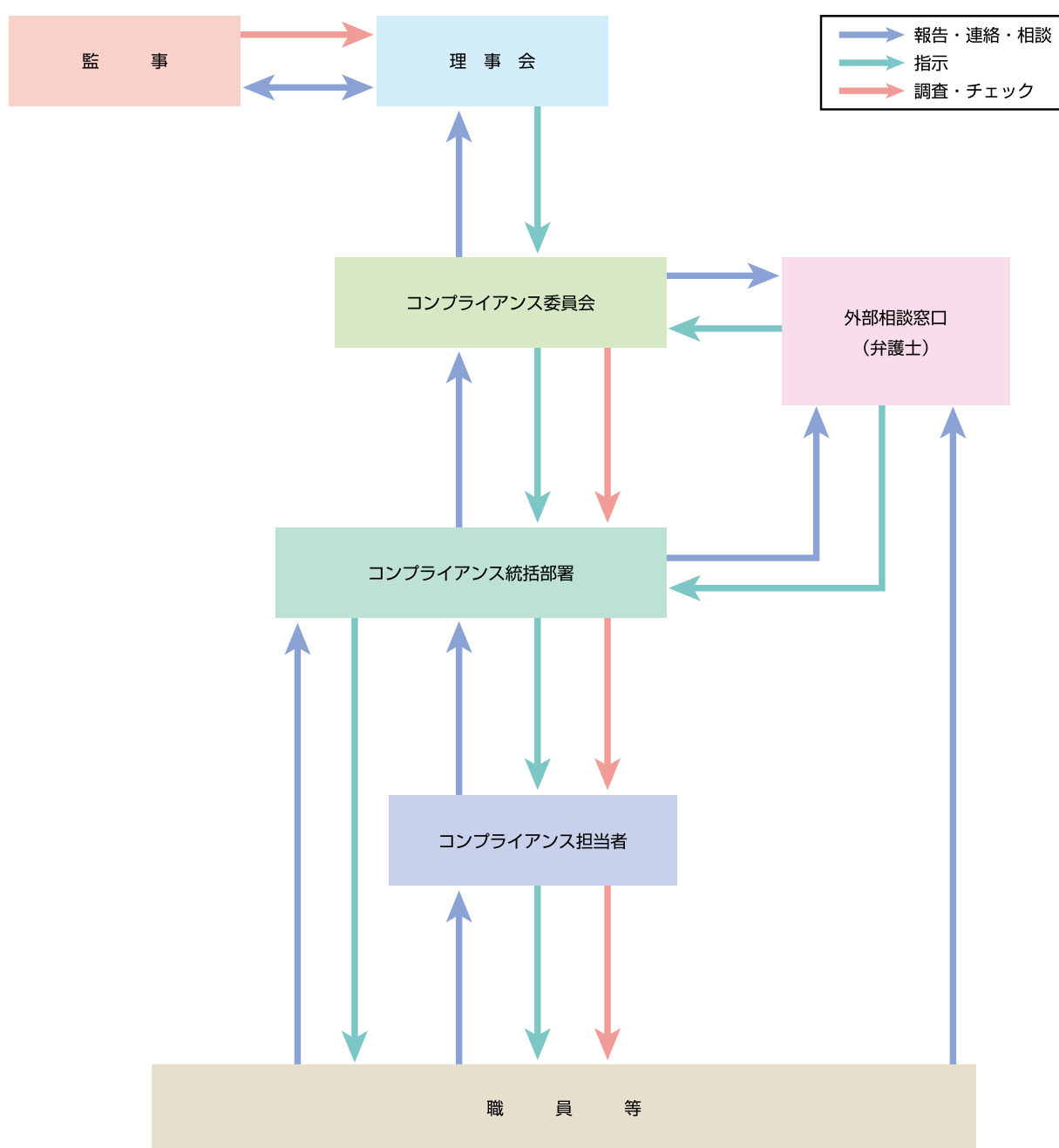
コンプライアンス態勢

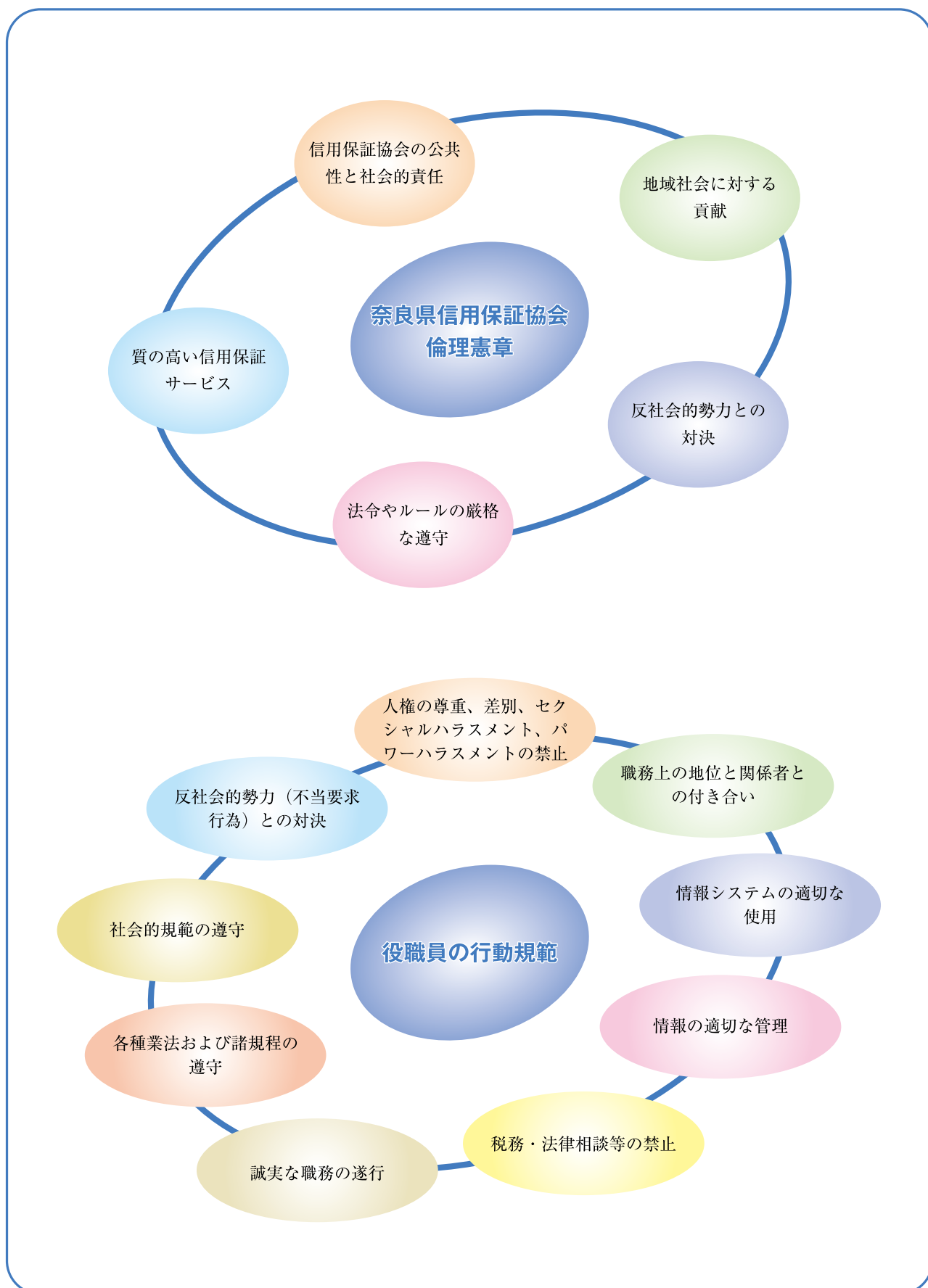
奈良県信用保証協会は、公的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じ揺るぎない信頼を確立するため、当協会役職員はコンプライアンスの実践に積極的に取り組んでいます。

このコンプライアンスを実践していくために「奈良県信用保証協会倫理憲章」を定め、「具体的行動規範」に基づいて行動しています。

また、コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、統括部署を定めコンプライアンス・マニュアルの整備や実践状況の把握に努めています。

コンプライアンス組織体制図





個人情報保護宣言

奈良県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

（1）個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

（2）個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

（3）個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

（4）個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

（5）個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。
- ・個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1件につき300円）をいただきます。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。
調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・(6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.（3）「開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口等について

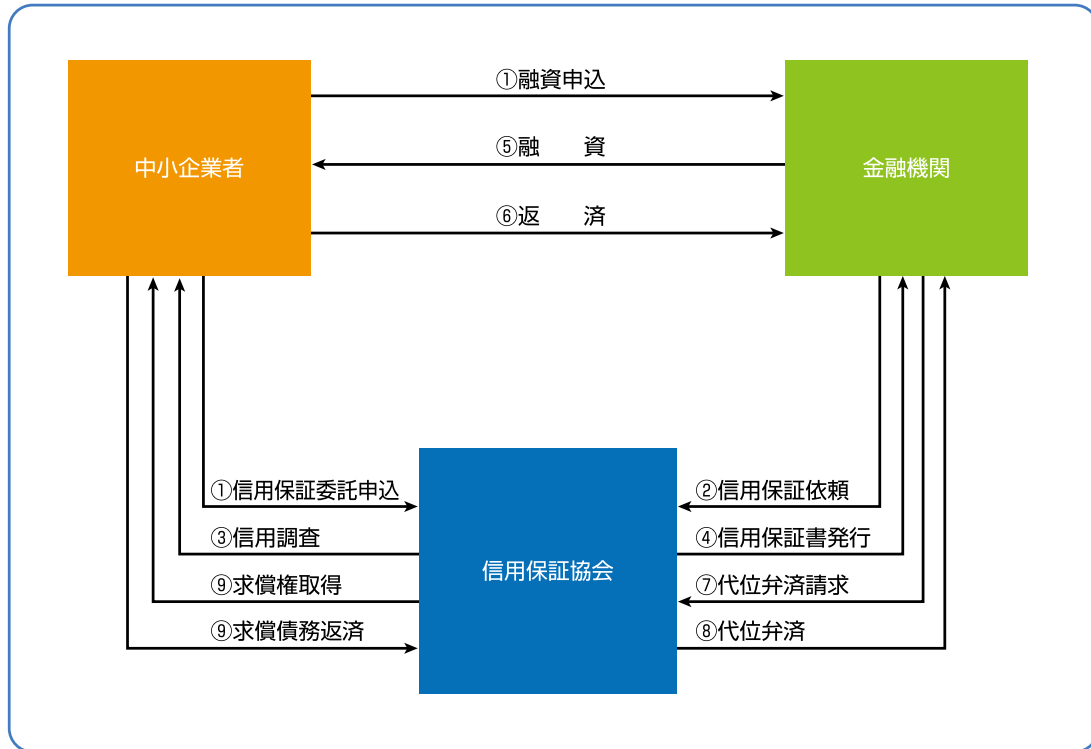
当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所 奈良市法蓮町163番地の2
電話番号 0742（33）0551
部 署 名 総務部総務課

信用補完制度のしくみ

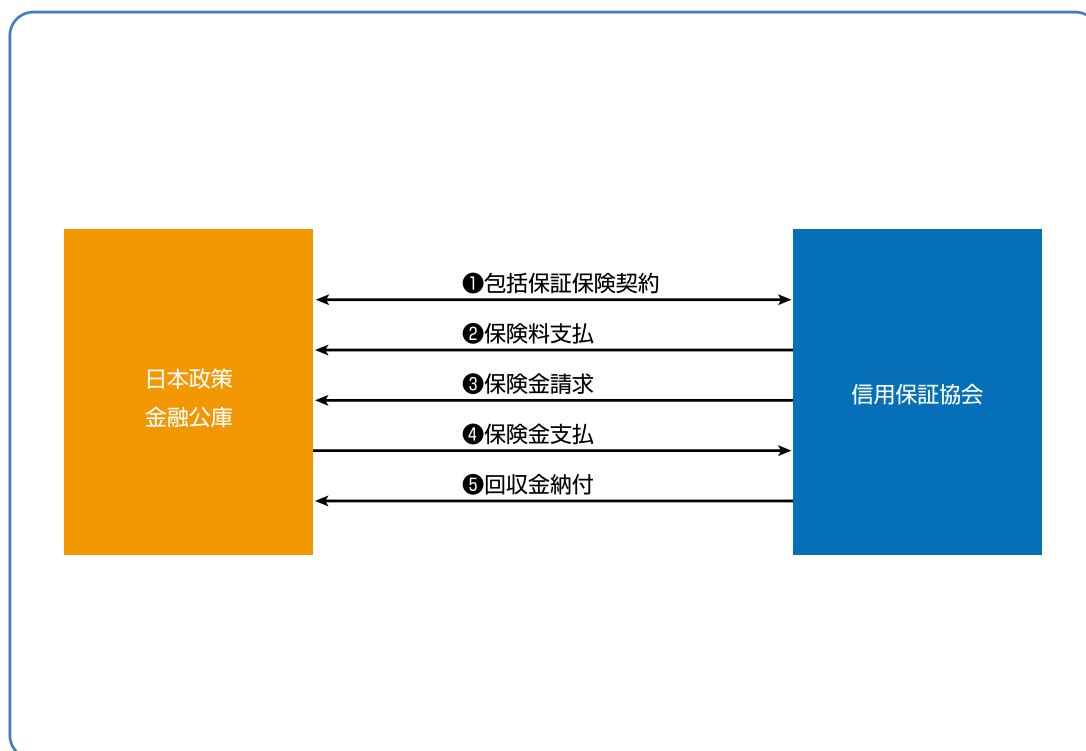
中小企業・小規模事業者が金融機関からの事業資金の融資を受ける際に債務を保証する信用保証制度と、これを国が出資する(株)日本政策金融公庫によって再保険する信用保険制度が連結した制度を信用補完制度といいます。

信用保証制度のしくみ



- ① 中小企業者は、金融機関に信用保証委託申込書による申込みをします。
一部の保証制度においては、市町村の商工担当課、商工会議所または商工会でも申込をすることができます。
- ② 金融機関は、協会に信用保証の依頼をします。
- ③ 協会は、申込みのあった中小企業者に対して信用調査をします。
- ④ 協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めた場合は保証を引き受けし、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ⑤ 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者に融資をします。このとき中小企業者は、所定の保証料を、金融機関を通じて協会へ納めます。
- ⑥ 中小企業者は、借入契約にしたがって金融機関へ借入金を返済します。
- ⑦ 中小企業者が倒産等によって借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑧ 協会は、この請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを「代位弁済」といいます。
- ⑨ 協会は、中小企業者に対する求償権を得て債権者となり、中小企業者は、協会に対して求償債務を返済することとなります。

信用保険制度のしくみ



- ① 協会が中小企業者のために金融機関に対して行う債務の保証について、原則としてすべて保険関係が成立する旨の契約を協会と公庫との間で締結します。
- ② 協会が一定要件を備えた信用保証を行った場合は、①の契約に基づいて公庫に保証通知を行うとともに信用保険料を支払います。
- ③ 協会が金融機関に対して代位弁済した場合は、この事実を公庫に通知（事故通知）し、公庫に保険金を請求します。
- ④ 協会は、この請求に基づいて、公庫から保険の種類ごとに定められたてん補率（代位弁済額の元金の70%～90%）で保険金を受領します。
- ⑤ 協会は、保険金受領後に求償権を回収した場合は、てん補率に応じて公庫に回収金を納付します。

第4次 中期事業計画（平成27年度～平成29年度）

業務運営方針

奈良県信用保証協会は、公的な保証機関として県内中小企業・小規模事業者の金融の円滑化に努め、事業の維持・成長・発展と健全な育成ならびに地域経済の発展に貢献するため、積極的かつ適正な保証に取り組みます。

特に、県内中小企業・小規模事業者が減少しているなかで、県内経済の活性化を図るため、創業支援の重要性を認識し、支援機関とも連携した創業支援に取り組みます。

また、金融支援と経営支援の一体的な取り組みとして開催している「中小企業支援ネットワーク会議」や「経営サポート会議」を有効に活用するとともに、中小企業金融における経営支援やコンサルティング機能が発揮できるよう努めます。

これらの取り組みを行ううえで、役職員の意識統一として新たに「企業とともに未来を拓く」をキャッチフレーズに掲げ、県内中小企業・小規模事業者の立場に立った「よき相談相手、よきパートナー」を目指します。

以上を踏まえて、平成27年度から平成29年度までの3カ年間に於いて、業務上の基本方針について、次に掲げる事項を主要項目として積極的に取り組みます。

（1）政策保証の推進

- ① 経営の安定に支障を生じている企業に対し、「借換保証」、「経営力強化保証」および「事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）」を推進し、資金繰りの改善や経営支援を行います。
- ② 地方公共団体と連携して制度保証の利用推進に積極的に取り組み、また、制度の見直しも含めて県内中小企業・小規模事業者への安定した資金供給を行います。

（2）保証利用浸透率の向上

- ① CS（顧客満足度）向上のための対策を継続的に検討し、中小企業・小規模事業者の保証ニーズに呼応した制度の創設や見直しを行うとともに、迅速な事務処理に努め、中小企業・小規模事業者にとって身近な協会を目指します。
- ② 金融機関との勉強会や説明会を積極的に開催し、信用保証への理解や利用推進に努め、また、商工会や商工会議所等との情報交換により、中小企業・小規模事業者のニーズを探索するとともに中小企業・小規模事業者に向けた勉強会や説明会などの共催を目指します。

（3）創業支援及び経営支援・再生支援の充実

- ① 創業前から事業開始後のフォローアップまでの総合的な支援を実施するため、休日相談会の開催頻度を増やし、また、夜間相談会を開催するなど、創業計画策定段階の支援を強化するとともに、創業保証後のモニタリングにより事業開始後のフォローにも努めます。また、地方公共団体や商工会、商工会議所等との連携を図り、創業者向けのセミナーや説明会の開催および共催を目指します。
- ② 当協会が事務局を務める「中小企業支援ネットワーク会議」をより一層充実させ有効的に活用するため、関係機関同士の情報共有を行うとともに、経営支援・再生支援に向けた取り組みに対する連携を強固なものにします。
また、「経営サポート会議」を通じて、個別の中小企業・小規模事業者の実情に即した支援を行います。

- ③ 今後、専門家派遣や経営計画策定事業に対する費用補助等の補助事業を充実させ、経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者への直接的な支援を行います。
- ④ 国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化補助事業」を活用し、返済緩和の条件変更など、経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者への経営支援体制を確立し、個々の中小企業・小規模事業者と接することで、直接的な支援につなげ、専門家も活用したコンサルタント機能を発揮することを目指します。

(4) 期中管理の充実

事故報告前の所定期限経過先や延滞先について、金融機関と連携し早期実態把握に努めます。また、事故報告先については、金融機関との連携を密にし、面談、訪問等により企業の経営状態を見極め、条件変更対応等実情に応じた支援を行うとともに、再生可能と判断できる企業については、関連部門と連携した再生支援に取り組みます。

(5) 回収の合理化、効率化

- ① サービサーに委託している求償権のうち、回収困難な求償権を委託解除し、回収可能性のある無担保求償権の回収業務に特化することにより、無担保求償権の回収の効率化を図ります。
- ② 現地調査による業況把握に基づく回収の促進と債務者・保証人・関係人の見極めを行い、管理事務停止措置の促進による回収の効率化と最大化を図ります。
- ③ 事業活動の継続と事業再生を念頭に置いた、経営者保証に関するガイドライン、一部弁済による連帯保証債務免除制度を活用した取り組みを行います。

(6) コンプライアンス態勢の推進

コンプライアンス実施計画の遂行・点検に努め、全役職員に対し、コンプライアンス遵守意識の浸透・強化を図り、個人情報情報の取扱いについては、個人データの取扱状況の点検・検査により、個人情報保護の徹底を図ります。

また、内部検査を適正に実施し、リスク管理態勢や効率的な業務運営の強化を図ります。
反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を一層強化し、引続きその排除に努めます。

(7) 人材育成

人材育成指針と人事考課規程を基本として、各種アドバイスを的確に行える人材育成を目指します。

また、内部研修においては各部署からテーマを募るなど、職員の自主性を重視した研修体系とし、外部研修においても積極的に職員を参加させ、実践力の向上を目指します。

(8) 危機管理体制の整備

大規模災害やコンピュータ停止等の緊急事態に備え、事業継続計画（BCP）の整備と運用の徹底を行います。

平成27年度経営計画

1. 業務環境

県内経済においては、企業活動で企業収益は増益見込みとなっているものの、生産活動は弱含んでおり設備投資も前年度を下回る計画となっています。また、個人消費は底堅いものの雇用は改善の動きが緩やかとなっており、全体的に持ち直しの動きに足踏みがみられます。

今後については、個人消費が緩やかに持ち直しつつあるなかで、各種政策効果の下支えもあり県内経済は回復していくことが期待されるものの、円安による原材料価格の上昇や不安定な海外情勢など、県内中小企業・小規模事業者にとっても先行き不透明な状況にあることから、今後の動向に注視していく必要があります。

また、政府による各種政策の効果や中小企業金融円滑化法の終了後も事業者の実情に即した弾力的な返済緩和の対応などにより、倒産件数・負債総額とも減少傾向にあります。しかしながら、当協会においては、条件変更残高が保証債務残高全体の2割弱を占めており、策定した事業計画が計画どおりに進まず、返済緩和の条件変更を繰り返している事業者も多く見られ、予断を許さない状況にあります。

2. 業務運営方針

奈良県信用保証協会は公的な保証機関として、県内中小企業・小規模事業者の金融の円滑化に努め、事業の発展に寄与するとともに、金融機関および関係機関と連携し、積極的に経営支援・再生支援に取り組むことで、地域経済の発展に貢献し、中小企業・小規模事業者の「よき相談相手・よきパートナー」となることを目指します。

保証部門

(1) 政策保証の推進

- ① 資金繰りの困難な事業者や事業改善を検討している中小企業・小規模事業者に対し、「借換保証」および「経営力強化保証」、「事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）」を推進し、資金繰りの安定や事業改善に向けた取り組みを後押しします。
- ② 保証料や貸付利息に補給のある地方公共団体制度を推進し、中小企業・小規模事業者の調達コストの軽減を図ると共に適宜地方公共団体担当者と情報・意見交換を行い、より利便性の高い制度への見直しを検討し利用の促進を図ります。

(2) 創業支援体制の充実

- ① 創業予定者には、休日相談会や夜間相談会を開催し、創業に向けた計画策定などの支援を行います。
- ② 創業者には、創業保証後にモニタリングを実施し、創業計画との乖離、悩み等のヒアリングを行い、専門家派遣の提案や適切なアドバイスを行います。
- ③ 地方公共団体や商工会、商工会議所等と連携し、創業予定者・創業者に向けたセミナーや説明会の共催を目指します。
- ④ パンフレットやホームページなどを活用し、協会が行う創業者向け支援の取り組みを積極的に広報していきます。

(3) 保証利用浸透率の向上

- ① 保証利用企業者数を増加させるため政策保証の注力とともに、平成27年度に創設する協会独自保証である「当座貸越根保証」、金融機関との「協調融資保証」、「季節融資保証」、および小規模事業者向けの「カードローン当座貸越根保証」などの利用促進に取り組み、中小企業・小規模事業者の保証利用推進に努めます。
- ② 金融機関との勉強会や金融機関若手職員向けの研修会を通じ、信用保証への理解を得られるよう努めます。
- ③ 地方公共団体、商工会、商工会議所等との意見交換を行い、県内中小企業・小規模事業者のニーズ探索を行うとともに信用保証の利用促進を図ります。

(4) 利便性の向上

- ① 保証利用企業者の資金需要に迅速に対応するため、保証申込案件の進捗管理を徹底するとともに、事前相談制度や事前審査の導入も検討していきます。
- ② 休日相談会、夜間相談会を開催し、中小企業・小規模事業者が抱える課題や悩みに応えます。
- ③ 各種パンフレットやホームページ、パブリシティを有効活用し、協会施策の広報に努めます。

期中管理部門

(1) 経営支援・再生支援体制の充実

- ① 当協会が事務局を務める「中小企業支援ネットワーク会議」により、支援施策および支援事例に基づく支援ノウハウの共有を図ります。
また、個別企業については、「経営サポート会議」を活用し、取引金融機関と情報共有を図りながら「事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）」の利用促進を図るなど、金融と経営の一体的支援に努めます。
なお、奈良県中小企業再生支援協議会へは引き続き職員を派遣し、再生可能な中小企業・小規模事業者を支援するための連携を図ります。
- ② 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業の利用申請期限が撤廃されたことに伴い、引き続きその費用の一部助成を行い、中小企業・小規模事業者の経営改善計画策定に対する支援に努めます。
- ③ 国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助事業」を活用し、経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者の経営改善を促進するため、条件変更先や創業後間もない者などから支援先を選定し、訪問による現状把握やニーズの探索を行い、必要に応じ専門家の派遣を行います。

(2) 事故管理の強化

- ① 事故報告前
期限経過先および延滞先について、金融機関との連携により早期に実態把握を行い、経営改善計画策定に対する支援や専門家派遣等による経営改善を促し、事故抑制に努めます。
- ② 事故報告後
金融機関と連携し、面談や訪問等による実態把握に努め、中小企業・小規模事業者の実情に即した支援・提案を行います。また、再生が可能と思われる中小企業・小規模事業者については、期中管理部門と経営支援部門が連携し、適切な支援を実施します。

回収部門

(1) サービサーによる回収業務の効率化と回収の最大化

- ① 管理事務停止候補案件については、サービサーへの委託を解除し、サービサーの回収業務環境の整備・効率化と回収の最大化に努めます。
- ② サービサーとの意思疎通を図るため、定期的や適宜の会議を行い、連携強化による事務処理の迅速化に努めます。

(2) 現況確認の徹底と担保の再調査

- ① 現地訪問を重視し、債務者や保証人、関係人等とのコミュニケーションにより直接収集した情報を基に、現況把握を徹底します。
- ② 担保不動産の再調査により換価価値、現在価値を正確に把握して、弁護士や不動産鑑定士など専門家の活用も念頭に売却処分を推進します。

(3) 期中管理部門との連携強化、早期回収着手

代位弁済必至の案件については、期限の利益喪失後、直ちに回収部門担当者と期中管理部門担当者が共に現地調査を実施するなど、早期の回収着手に取り組みます。

(4) 管理事務停止措置の推進

現地訪問・調査により直接収集した情報を基に、経済合理性を加味して管理事務停止措置を推進します。

また、経営者保証に関するガイドラインに関する指標や一部弁済による連帯保証債務免除制度を活用し、管理事務停止措置を推進します。

その他間接部門

(1) コンプライアンス態勢の充実

- ① コンプライアンス委員会は、コンプライアンスを広義に捉え、抵触する事案についてその原因の分析および再発防止策を討議し、職員へ周知するなど、機能の一層の強化を図ります。
また、階層別コンプライアンス研修やチェックシートの実施および管理者との面談等により、職員に対する啓もうや意識の浸透についての検証を行います。
- ② 引き続き反社会的勢力の情報収集および警察との連携を図りながら、研修等により反社会的勢力排除についての認識を浸透させ、内部管理態勢の強化を徹底します。

(2) 内部検査の充実

- ① 内部・外部検査による指摘事項に対するフォローアップや事務ミス報告事案の改善状況について十分に検証します。
- ② 自己検査と内部検査の相違点について、担当管理者との議論により認識を統一できるよう努めます。
- ③ 個人データの取扱いについて、各部署で自主点検するとともに、検査部門において個人データ取扱いにかかる検査を随時実施します。

(3) 人材育成

- ① 外部研修を有効に活用するため、階層別・専門別に適任者を選別した研修計画を策定します。また、研修参加後のフォローアップや専門別研修において修得した知識を共有できる機会を設けます。
- ② 内部研修として各部門より研修計画の提出を受け、年間計画を策定し、知識の定着、レベルアップを図ります。
- ③ 課題別・問題別プロジェクトを組成し、問題認識の共有と課題解決に向けた取り組みを実施します。
- ④ 人材育成指針と人事考課規程を人材育成ツールとして有効活用するため、規程や考課内容等の見直しを行います。

(4) 危機管理体制の整備

大規模災害やコンピュータ停止等の緊急事態に備え、事業継続計画（BCP）に対する意識付け、定着に向けた研修会等を実施するとともに、事業継続計画の関連様式や添付資料等の随時見直し・更新を行います。

また、システム障害時の手作業などの訓練を実施します。

3. 保証承諾等の見通

平成27年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項 目	金額（百万円）	対前年度計画比
保証承諾	75,000	93.8%
保証債務残高	245,000	96.1%
代位弁済	6,000	85.7%
回 収	1,400	93.3%

